

第1557条：障がい者に有効な伝達手段やアクセスを確保

第1557条は2010年のAffordable Care Act（医療保険制度改革法）の公民権に関する条項です。第1557条では、特定の健康維持プログラムや活動において、人種、肌の色、出身国、性別、年齢、障がいによる差別を禁止しています。第1557条の最終規制は、Medicare（メディケア）を受け入れる病院やMedicaid（メディケイド）の支払いを受ける医者など、Department of Health and Human Services（HHS、保健社会福祉省）から援助金を受け取るあらゆる健康維持プログラムや活動に適用されます。また、Marketplace（マーケットプレイス）に参加するHealth Insurance Marketplaces（健康保険マーケットプレイス）や発行者、HHS自体が管理する健康プログラムにも適用されます。

障がい者に対する保護

- 既存の条件に従い、第1557条は対象となる事業者に対し、障がい者の伝達手段が他の人たちと同様に有効なものとなるよう適切な措置を講じることを義務付けています。さらに第1557条では、対象となる事業者に対し、代替形式や手話通訳者などの補助装置やサービスを有効な伝達手段が必要な場合に提供するよう義務付けています。
- 対象となる事業者は、その他の情報の中から伝達サポートに関する情報を提供する個人の権利の通知を掲載しなければなりません。
- 対象となる事業者は、不当な財政負担または管理負担を課されたり、対象となる事業者の健康維持プログラムまたは活動の本質に根本的な変更をもたらす場合を除き、障がい者が利用可能な電子媒体やITを通して、あらゆる健康維持プログラムや活動を提供することが義務付けられています。
- 第1557条には、2010 Americans with Disabilities Act Standards for Accessible Design（2010年アクセス可能なデザインに関する障がいを持つアメリカ人法）が盛り込まれました。これは、建物や施設を新たに建設または改築する際の物理的アクセス基準に関するものです。すべての対象となる事業者のほとんどがすでにこの基準を遵守するよう義務付けられています。
- 対象となる事業者は障がいに基づく差別的な販売活動やベネフィットの設計を使うことはできません。
- 対象となる事業者は、健康維持プログラムや活動の本質の根本的な変更を証明できる場合を除き、障がい者に平等にアクセスを提供するために必要な場合は、ポリシーや慣行、手順を合理的に改正しなければなりません。

第1557条に関する詳細情報は、<http://www.hhs.gov/civil-rights/for-individuals/section-1557>をご覧ください。